

平成27年度

補助金名：総合福祉会館維持管理補助金

評価表

NO.

14

所管部課名	市民福祉部 障害・社会福祉課							
事務事業名	社会福祉管理運営費							
根拠法令	社会福祉法人の助成に関する条例第2条の規定に基づく補助金の交付に関する要綱、総合福祉会館維持管理補助金交付要領							
補助経過年数	21年以上							
平成27年度 予算額	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容				
	12,191千円	0千円	12,191千円					
	指標名	目標値	目標年度					
成果指標①	総合福祉会館利用者数	27,000人	平成32年度					
成果指標②	会議室等利用実績	1,800団体	平成32年度					
補助対象者	薩摩川内市社会福祉協議会							
補助対象経費	総合福祉会館の維持管理に要する経費							
補助対象事業・活動の内容	総合福祉会館の適正な維持管理による市民の利用促進に資する事業							
	分類	<input checked="" type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	対象経費の合計額に100分の95を乗じて得た額（千円未満切捨て）以内							
上記項目の積算方法	施設の維持管理に必要な所要額から自主財源を差引いた額。							
補助を 受ける 事業 (団体) 等の 決算 状況	項目	平成24年度		平成25年度		平成26年度		
		金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	
	収入	自己資金	1,761,522	14.8%	2,611,701	21.5%	2,571,270	20.6%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入	1,761,522	14.8%	2,611,701	21.5%	2,571,270	20.6%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	10,110,000	85.2%	9,523,000	78.5%	9,925,000	79.4%
		(前年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
		計	11,871,522	100.0%	12,134,701	100.0%	12,496,270	100.0%
	支出	事業費		0.0%		0.0%		0.0%
		人件費	2,007,000	16.9%	2,012,112	16.6%	3,006,138	24.1%
		その他事務費	9,864,522	83.1%	10,122,589	83.4%	9,490,132	75.9%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
		計	11,871,522	100.0%	12,134,701	100.0%	12,496,270	100.0%
	支出計/前年度支出計				102.2%		103.0%	
自己資金/前年度自己資金				148.3%		98.5%		
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%		
交付件数		1件		1件		1件		
成果指標の推移①		24,654人		25,825人		26,825人		
成果指標の推移②		1,628団体		1,658団体		1,786団体		
特記すべき事項等	【前回評価】平成24年度「継続」 【その他】本市の社会福祉事業の中心的施設であるので、今後も補助を続けたい。 節電・節水に努め、経費削減を行う。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	地域福祉事業を実施するための団体であり、その成果も十分に果たしている。
必要性	次のいずれかに該当するものである。	A	施設の維持管理のため必要である。
	① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。		
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	福祉の拠点施設であり、市民ニーズに合致し効果をあげている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	施設の入居者でもあり、市が管理するより安価ですむ。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	施設管理に必要な経費であり妥当である。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられないなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	光熱水費の節約等、経費削減をに努力している。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	各種福祉サービスを実施しており公益性が認められる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	B	住民の福祉の向上のために造られた施設であり、高額な使用料は取れないので妥当である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	使途は明確で、妥当である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input checked="" type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input checked="" type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ 老朽化している施設の維持管理経費がかかるが、当補助金の事業内容を精査し、補助額の見直しを行うとする財政運営プログラム方針に則り、縮小する。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 施設の維持管理内容の見直しや補助金額の縮小について、社会福祉協議会と協議を行っていく。		≪まとめ≫

総合福祉会館維持管理補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則（平成16年薩摩川内市規則第87号。以下「規則」という。）第12条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市社会福祉法人の助成に関する条例第2条の規定に基づく補助金の交付に関する要綱（平成19年薩摩川内市告示第106号）第2条の表に掲げる総合福祉会館維持管理補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 総合福祉会館維持管理補助金に係る補助事業等は、当該施設の適正な管理による市民の利用促進に資するものでなければならない。

(補助金の額)

第3条 総合福祉会館維持管理補助金の額は、次条に定める経費の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 総合福祉会館維持管理補助金は、当該施設の維持管理に要する経費について交付する。

(交付の申請)

第5条 総合福祉会館維持管理補助金の交付の申請に係る規則第3条第3項の市長が別に指定する日は、毎年4月30日とする。

(交付の基準)

第6条 総合福祉会館維持管理補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合前各号に掲げる場合のほか、総合福祉会館維持管理補助金を交付することが適当でないと認められる場合
- (2) 前各号に掲げる場合のほか、総合福祉会館維持管理補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 総合福祉会館維持管理補助金の実績報告に係る規則第7条の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 総合福祉会館維持管理補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果を

いう。)は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

(1) 総合福祉会館利用者数

(2) 会議室等利用実績

(補助事業者等の責務)

第9条 総合福祉会館維持管理補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の福祉政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市民福祉部長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

2 総合福祉会館維持管理補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成19年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成20年度において所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

薩摩川内市総合福祉会館管理運営規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、薩摩川内市総合福祉会館（以下「会館」という。）の設置及び管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設 置)

第2条 社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、本市における社会福祉事業を推進し、市民の福祉の増進と健康で文化的な魅力ある社会福祉の構築を図り、もって福祉団体及び市民の福祉活動に便宜を供与する拠点として、会館を設置する。

2 会館の名称及び位置は次のとおりとする。

名 称 薩 摩 川 内 市 総 合 福 祉 会 館

位 置 薩摩川内市永利町4107番地1

(管理の原則)

第3条 会館は、常に良好な状態において管理し、前条の目的を達成するため、最も効率的に運営しなければならない。

(管理の権限)

第4条 社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）は、会館の運営及び維持管理に関する権限を有し、会館の設置目的達成に努めなければならない。

(業 務)

第5条 会館は、第2条に規定する目的達成のため、おおむね次の業務を行う。

- (1) 社会福祉思想の普及宣伝に関すること。
- (2) 福祉団体の指導育成に関すること。
- (3) 次の事業に供するための施設利用に関すること。
 - (ア) 各種相談、指導に関すること。
 - (イ) ボランティア活動に関すること。
 - (ウ) 機能回復訓練、健康増進、指導に関すること。
 - (エ) 福祉的レクリエーションに関すること。
 - (オ) 福祉団体の事務局設置に関すること。
 - (カ) その他会長が必要と認められる事業に関すること。

(休館日及び使用時間)

第6条 会館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

2 会館の使用時間は次のとおりとする。

午前9時より午後5時まで

3 会長が必要と認めるときは、前2項の規定にかかわらず、使用時間を変更し、又は休館日に使用を許可することができる。

(使用許可)

第7条 会館を使用しようとする場合は、使用許可申請書（別記）を提出して会長の許可を受けなければならない。

2 会長は必要があると認めるときは、許可に条件を付することができる。

(使用の制限)

第8条 会長は、次の各号の一つに該当する場合は、使用許可の条件を変更し、若しくは使用許可を取り消し、または使用中止を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は、善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき

- (2) 使用者が使用許可の内容、又は許可に付された条件に違反したとき
 - (3) 施設、設備又は器具を破損するおそれがあると認められるとき
 - (4) その他公益上、又は会館の管理運営に支障があると認められるとき
2. 前項の規定により使用の許可条件を変更し、若しくは使用許可を取り消し、又は使用の中止を命じたことによつて使用者に損害が生じて、会長はその責を負わない。
- (目的外使用及び権利譲渡の禁止)

第9条 使用者は、会館を使用許可目的以外に使用し、若しくはその権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用者の厳守事項)

第10条 使用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 係員の指導、指示に従い、秩序の保持に努めること
- (2) 許可なく他の施設、設備を使用しないこと
- (3) 所定の場所以外において火気を使用しないこと
- (4) 使用は、各室に収容できる人員の範囲内とする
- (5) 許可なく会館及び敷地内において物品の販売等一切の商行為、若しくは寄付、募金等の行為をしないこと
- (6) 火災、盗難の防止に努めること
- (7) 会館内及び敷地内の整理、整頓、清潔の保持に努めること
- (8) 前各号のほか、管理運営上必要な指示に反する行為をしないこと

(使用料)

第11条 会館の使用料は、別表のとおりとする。

- 2 使用者は、使用料を使用日までに納めなければならない。

(使用料の減免)

第12条 会長は、次の各号の一に該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 社協が主催する行事等に使用するとき。
使用料を免除
- (2) 社協と共催して行う行事等に使用するとき。
使用料のうち冷暖房費を除く使用料(以下「一部の額」という。)を免除
- (3) 地方公共団体(薩摩川内市に限る)が主催する行事等に使用するとき。
使用料を免除
- (4) 福祉団体が福祉向上に必要と認める事業に使用するとき。
一部の額を免除
- (5) 登録されているボランティア団体がボランティア事業に使用するとき。
一部の額を免除
- (6) 福祉施設が福祉向上に必要と認める事業に使用するとき。
一部の額の5割を減額
- (7) 社協が後援して行う行事等に使用するとき。
一部の額の5割を減額
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会長が同各号に準ずると認めるとき。
会長が相当と認める額を免除又は減額

(使用料の返還)

第13条 納付した使用料は返還できない。ただし次の各号の一つに該当する場合は、その全額又は一部を返還することができる。

- (1) 天災地変その他使用の責に帰することができない理由によるとき
- (2) 会長において特別の理由があると認めた場合

(損害賠償)

第14条 使用者は、故意又は重大な過失により、会館及び敷地内の施設設備等を損傷し、又は滅失したときは、会長の支持に従い、ただちに原状に復し、又は、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年10月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

※ 別 表 (第11条関係)

使 用 料

区 分 室 名		収容人員	午 前	午 後	夜 間
			9 : 00 ~ 12 : 00	12 : 00 ~ 17 : 00	17 : 00 ~ 22 : 00
基 本 使 用 料	小ホール	120	750	1,000	1,250
	機能回復訓練室		540	720	900
	調理室・食堂		540	720	900
	図 書 室	40	270	350	500
	大 ホール	270~470	2,100	3,500	6,300
	教養文化室	40	360	400	550
	研修・会議室 ①	35~65	360	400	550
研修・会議室 ②	35~65	360	400	550	

附属設備使用料	区 分		単 位	料 金
		折 た た み い す	1 脚	10円
	長 机	1 脚	30円	
	放 送 設 備 (大ホール備え付けのものに限る)	1 式	500円	
そ の 他	冷暖房費	小ホール、大ホールを除く各室	1 時 間	100円
		小ホール	1 時 間	200円
		大ホール	1 時 間	1,000円
	入 場 料 を 徴 し て			基本料の2割増
	許 可 を 受 け た 商 行 為 使 用			基本料の5割増